

工事請負契約書

注文者 (以下「甲」という。)

請負者 株式会社 嶋源木建 (以下「乙」という。)

この契約書(約款含む)と添付の図面 枚、見積書 冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事名称 2. 工事場所 3. 工期 着手 年 月 日完成 年 月 日

4. 請負代金 _____

うち工事価格
(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 _____

5. 支払方法 この契約成立のとき _____

部分払 { 第1回 _____
第2回 _____
第3回 _____

完成引渡し のとき _____

 年 月 日

住所 _____

甲(注文者)

氏名 _____ 印

住所 石川県金沢市佐奇森町イ132番地1

乙(請負者)

株式会社 嶋源木建

氏名 代表取締役 嶋谷 奉文 印

工事請負契約約款

- 第1条 **(総則)**
甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に甲乙間の工事請負契約書及びこの約款(以下総称してこの契約という)を履行する。
- 第2条 **(請負者)**
乙はこの工事の図面及び仕様書により、表記の請負代金をもって、表記工事期間内に工事を完了しなければならない。乙はこの契約の締結後であっても図面または仕様書について、疑いを生じたとき、または適当でない認めるときは、その部分の着手前にあらかじめ申し出、甲の指示を受け、重要なものは甲乙協議して定める。乙は契約締結に際して、工事費内訳明細書及び工程表を甲に提出してその承認を受けなければならない。
- 第3条 **(一括委任と一括請負)**
乙は、別途法令に定めのない限り、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができる。
- 第4条 **(権利義務の承継等)**
甲及び乙は、相手方の書面による承認を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した検査済みの工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的物に供することはできない。
- 第5条 **(支給材料)**
甲は、乙の事前の書面による承諾を得ずに、甲の支給材料によって乙に工事を施工させることはできない。
- 第6条 **(工事の変更、中止等)**
甲は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)、その他の法令及びこの契約に基づき権利を有する場合を除き、原則として工事内容を変更し、または工事着手を延期し、もしくは工事の一時中止の申し出をしないものとする。乙は甲にやむをえない事情があると認められる場合に限り、これらの甲の申し出を誠意をもって協議するものとする。またこれにより乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。
- 第7条 **(乙の請求による工期の延長)**
乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他乙の責に帰することができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することができないときは甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を要求することができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。
- 第8条 **(請負代金の変更)**
工期内に租税公課、物価、賃金等の変動により、請負代金が明らかに不適当であると認められるに至ったときは、乙は甲に請負代金の変更を要求することができる。この場合、請負代金の変更については甲乙協議して定める。
- 第9条 **(一般の損害)**
第11条(不可抗力による損害)を除き、工事完成引渡しまでに工事目的物または工事現場に搬入した検査済みの工事材料その他施工等について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
- 第10条 **(第三者の損害)**
乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責を負う。但し、騒音・振動・臭気その他通常工事に伴って発生する事由又は、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。
- 第11条 **(不可抗力による損害)**
天災その他甲乙のいずれにもその責を帰することができない事由によって工事目的物、または工事現場に搬入した検査済みの工事材料について損害が生じたときは、甲及び乙は、事態発生後遅滞なくその状況を相手方に通知しなければならない。この損害については、乙が善良な管理者の注意義務を履行したと認められるときに限り、甲が負担する。火災保険その他損害を還元補するものがあるときは、それらの額を控除したものを上記の損害額とする。
- 第12条 **(検査等)**
乙は、工事が完了したときは、甲の立ち会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内にこれを補修または改造して甲の検査を受ける。乙は、引渡期日までに、仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行わなくてはならない。
- 第13条 **(履行遅滞違約金)**
乙が、乙の責に帰すべき事由により、引渡日までに工事の完成引渡しができないときは、甲は遅滞日数について請負代金から工事済部分及び加工又は仕入済材料等に関する請負代金相当額を控除した金額の年6%に相当する額の違約金を乙に請求するか、又は法令に基づく損害賠償請求を乙に対して行うことができ、また甲が請負代金の支払い(前払金または部分払いの支払いを含む)を遅滞しているときは、乙はその遅滞金額につき、年6%の割合の遅延損害金を甲に請求することができる。この場合、乙は甲の履行がなされるまでの間、工事目的物の引渡しを拒むことができる。なお、この間において乙が自己のものと同様の注意をして管理してもなお工事目的物に損害が生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また、工事目的物の引渡しまで管理のため要した費用は甲の負担とする。
- 第14条 **(甲の中止・解除権)**
甲は、契約締結後工事完成前までは、乙に書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害(それまでに要した費用及び逸失利益を含むがこれに限られない。)を賠償するものとする。
- 第15条 **(乙の中止または解除権)**
第1項 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、工事を中止し、又は契約を解除することができる。
(1) 甲が請負代金の支払を遅滞し、甲が相当の期間を定めて催告しても履行しないとき
(2) 乙の責に帰しえない事由による工事の延期または中止期間が工期の3分の1以上又は1ヶ月以上になったとき
(3) 甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき
(4) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が困難となったとき
(5) 甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなったとき
(6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められるとき
(7) その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき
第2項 前項の規定は、受注者の発注者に対する工事済部分及び仕入済工事材料に関する請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。

- 第16条 **(完成引渡し)**
乙は工事完成後、甲の支払遅滞その他正当な理由がある場合を除き、速やかに甲に引渡しを行うものとし、乙の定める書式により甲乙間において「工事引渡書」を締結するものとする。
- 第17条 **(契約不適合責任)**
第1項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」といい、数量に関する契約不適合とは確定設計図書の内容に照らし、施工数量又は施工面積等が不足する状態にあることをいう)は、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、別紙の保証書に従い、乙に対し、相当の期間を定めて本契約の目的物の修補による履行の追完請求をすることができるものとする。
ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を要求することができない。
第2項 前項に基づき甲が修補請求をした場合において、相当の期間内に乙が修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。
第3項 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。
(1) 修補が不可能であるとき。
(2) 第1項但書後段により修補を要求することができないとき。
(3) 乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4) 乙が修補を行う見込みが無いことが明らかであるとき。
第4項 前2項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行うものとし、甲が修補を要求することができないときその他修補費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を参考に算定した契約不適合による価値減損分を基準として行う。
第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することのできない事由により生じたときはこの限りではない。
第6項 甲は、別紙の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかったときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他当該契約不適合に係る甲の権利を行使することができないものとする。
- 第18条 **(個人情報の取扱い)**
本契約締結にあり甲が乙に提供する個人情報(以下「個人情報」といいます。)の取扱いは次のとおりとします。
(1) 甲は、乙が、本契約に基づく工事、引渡後のアフターメンテナンスの実施その他本契約を履行する目的のために個人情報を利用し、また、建築設計事務所、保証委託会社、提携損害保険会社、下請業者、協力業者、融資に関わる金融機関、登記等に関わる司法士その他専門家等の第三者に対して、甲の個人情報を提供することを、あらかじめ同意するものとする。
(2) 乙は、前項の目的以外の目的で、甲の承諾を得ずに、個人情報を利用し、第三者に提供してはならないものとする。
- 第19条 **(個人情報の開示、訂正、削除)**
第1項 甲は、乙に対して乙が持つ甲の個人情報を開示するよう請求することができる。
第2項 前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、甲は、乙に対して当該情報の訂正、追加または削除の請求ができる。
- 第20条 **(紛争の解決)**
この契約について紛争が生じたときは、当事者は乙の本店所在地又は工事物件所在地を管轄する裁判所で紛争解決を図るものとする。
- 第21条 **(補足)**
この契約書及び約款に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

以上この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただく工事が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合:訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)又は、3,000円未満の現金取引
②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りには請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。